



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *31 和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則 (総務課)..... 1
- *32 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 1
- *33 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 7
- *34 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則(管財課)..... 7

○ 人事委員会規則

- *16 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 7

○ 教育委員会規則

- *17 教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則 13

○ 公安委員会規則

- *13 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 14

○ 県議会に関する事項

- *和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 20

規 則

和歌山県規則第31号

和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県個人情報保護審議会規則（平成14年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第2条 和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第42号）附則第1項ただし書に規定する規定（同条例第2条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

和歌山県規則第32号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条を次のように改める。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第2条 条例第15条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記第1号様式）とする。

2 知事は、個人情報ファイル（条例第15条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第5項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 個人情報ファイル簿は、知事が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 知事は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

5 知事は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第15条第2項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

6 知事は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを和歌山県情報公開コーナーに備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

7 条例第15条第1項第10号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報ファイル簿の作成年月日（第4項の規定により修正した場合にあっては、直近の修正年月日）

(2) 条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別

(3) 条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルについて、第9項第3号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

8 条例第15条第2項第8号の実施機関の規則で定める数は、1,000人とする。

9 条例第15条第2項第10号の実施機関の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 知事の事務部局の職員以外の地方公務員であって知事の任命に係る者、知事が雇い入れる者であって知事以外のものために労務に服するもの若しくは知事から委託された事務に従事する者であって当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であった者

イ 条例第15条第2項第3号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第15条第2項第3号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(3) 条例第2条第6号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第15条第1項の規定による公表に係る条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

第3条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

第9条第3項第3号中「（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同項第5号中「及び第5項」を削り、同条第4項第1号中「（次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同項第3号中「又は次項」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第10条の次に次の1条を加える。

（保有個人情報の開示の申込み）

第10条の2 保有個人情報の開示を受ける者は、保有個人情報の開示申込書（別記第11号様式の2）を提出しなければならない。

別表3の項中「（9の項に該当するものを除く。）」を削り、同表5の項中「及び9の項」を削り、同表6の項中「（9の項に該当するものを除く。）」を削り、同表8の項中「、7の項及び9の項」を「及び7の項」に改め、同表9の項を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

個人情報ファイル簿	
作成年月日 (修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	和歌山県知事
事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手續	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号ア (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号イ (マニュアル処理ファイル)
和歌山県個人情報保護条例施行規則第2条第7項第3号に該当する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2 (第10条の2関係)

保有個人情報の開示申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏 名 _____

住所又は居所 (郵便番号) _____ (電話番号) _____

連絡先 _____ (電話番号) _____

年 月 日付け 第 _____ 号で通知のあった保有個人情報の開示を次のとおり申し込みます。

保有個人情報の内容	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
合 計		円

※ 以下の欄は記入しないで下さい。

窓口受付

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第42号）附則第1項ただし書に規定する規定（同条例第2条の規定に限る。）の施行の日から、第2条及び別記第1号様式の改正規定は同項ただし書に規定する規定（同条例第3条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に知事が保有している個人情報ファイルについての改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年和歌山県規則第32号）によるこの条の改正規定の施行後遅滞なく」とする。

3 改正後の第10条の2の規定は、この規則の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日以前になされた開示請求については、なお従前の例による。

和歌山県規則第33号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条及び第10条 削除

(条例第49条第4項の規則で定めるもの)

第11条 条例第49条第4項に規定する規則で定めるものは、道路運送車両法第13条の規定による登録の申請とする。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県債権整理審査会の項の次に次のように加える。

和歌山県利用計画公募型普通財産 売却等事業者選定委員会	7人以内	学識経験を有する者	1年以内	総務部
--------------------------------	------	-----------	------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第16号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（条例第13条第10項第2号に規定する人事委員会規則で定める者）

第14条の2 条例第13条第10項第2号アに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第13条第10項第2号イに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

別記第3号様式（裏面）中

技能習得 手 当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	を
	特定職種 受講手当	月額	円	月	日	支給開始	
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始	

技能習得 手 当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	に
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始	

改める。

別記第4号様式（裏面）中

..	技能習	受 講 手 当	.. ~			を
..			.. ~			
..	得手当	特定職 種受講 手当	.. ~			
..			.. ~			
..	手 当	通 所 手 当	.. ~			
..			.. ~			

..	技能習	受 講 手 当	.. ~			に
..			.. ~			

..	得手当	通 所	.. ~			
..		手 当	.. ~			

改める。

別記第11号様式 (表面) 中

「

通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数	
------	--	----------	--	------	--

を

「

通所日数		寄宿日数	
------	--	------	--

に改める。」

別記第12号様式中

「

受講手当	今回の請求に係る公共職業訓練等の受講日数及び請求金額	年 月 日から 年 月 日まで	日分	円
特定職種 受講手当	今回の請求に係る公共職業訓練等であって厚生労働大臣が定める職種の受講日数及び請求金額	年 月 日から 年 月 日まで	日分	円

を

「

受講手当	今回の請求に係る公共職業訓練等の受講日数及び請求金額	年 月 日から 年 月 日まで	日分	円
------	----------------------------	--------------------	----	---

に

改める。

別記第15号様式 (表面) 中「に、公共職業安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同様式 (裏面) 注意事項1中「就業手当」を「就業手当に相当する退職手当」に改め、同様式 (裏面) 注意事項8中「なお」の次に「、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」を加える。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第16条関係)

移転費に相当する退職手当支給請求書																
和歌山県知事										年 月 日						
様										退職当時の所属 部課(所・署)名						
										退職当時の職名						
										住所又は居所						
										氏 名 ㊟						
職員の退職手当の支給に関する規則第16条第1項第2号の規定により、下記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を請求します。																
1 請求者	氏 名				受給資格証番号											
	移転前の住所又は居所															
	移転後の住所又は居所															
2 就職先の事業所	所 在 地															
	名 称															
3 就職決定年月日	年 月 日			※ 雇 用 期 間												
4 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地															
	名 称															
5 受講指示年月日	年 月 日			6 受講開始年月日		年 月 日			7 受講修了予定年月日		年 月 日					
8 移転開始予定年月日	年 月 日			9 乗車(船)の場所 (出 発 空 港)			10 下車(船)の場所 (到 着 空 港)									
11 移転する者の氏名	12 生年 月 日	13 続柄	※ 鉄 道 賃				※ 船 賃		※ 航 空 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料		※ 着 後 手 当	※ 計 (円)
			距離 (km)	運 賃 (円)	急行料 金(円)	計 (円)	距離 (km)	運 賃 (円)	距離 (km)	運 賃 (円)	距離 (km)	支給額 (円)	距離 (km)	支給額 (円)	支給額 (円)	
本 人																
家																
族																
※ 合 計																
										※ 就職先の事業主から支給される就職支度金の額					円	
										※ 差 引 支 給 額					円	
(添付書類)																
<input type="checkbox"/> 失業者の退職手当受給資格証 <input type="checkbox"/> 失業者の退職手当高年齢受給資格証 <input type="checkbox"/> 失業者の退職手当特例受給資格証																

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 この支給請求書は、移転の日の翌日から起算して1か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、4欄から7欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、2欄及び3欄は記載しないこと。
- 5 8欄には、移転するために出発する予定年月日を記載すること。
- 6 11の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 7 添付書類については、該当する受給資格証の口にのみ✓を付けること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式 (第16条関係)

求職活動支援費 (広域求職活動費) に相当する退職手当支給請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

退職当時の所属
部課(所・署)名
退職当時の職名
住所又は居所
氏 名 ㊞

職員の退職手当の支給に関する規則第16条第1項第3号アの規定により、下記のとおり求職活動支援費 (広域求職活動費) に相当する退職手当の支給を請求します。

請求者	氏 名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					

	名 称	所 在 地
訪問事業所		

宿 泊 地	公 共 職業安定所関係	公 共 職業安定所関係	公 共 職業安定所関係	公 共 職業安定所関係
泊 数	泊	泊	泊	泊

(添付書類)

失業者の退職手当受給資格証

失業者の退職手当高年齢受給資格証

失業者の退職手当特例受給資格証

※ 任 命 権 者 記 載 欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		航 空 賃		車 賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算 キロ数 (km)
		距離 (km)	運賃 (円)	急行料 金(円)	計 (円)	距離 (km)	運賃 (円)	距離 (km)	運賃 (円)	距離 (km)	支給額 (円)			
	合 計													

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
差 引 支 給 額	円

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 この請求書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
 - 3 添付書類については、該当する受給資格証の□にのみ✓を付けること。
 - 4 ※印欄には、記載しないこと。

別記第18号の2様式(裏面)注意事項1中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当」に改める。

別記第18号の3様式(裏面)注意事項1中「求職活動関係役務利用費)」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当)」に改める。

別記第19号様式(裏面)中

技能習得 手 当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	を
	特定職種 受講手当	月額	円	月	日	支給開始	
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始	

技能習得 手 当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	に
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始	

改める。

別記第22号様式(裏面)中

技能習得 手 当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	を
	特定職種 受講手当	月額	円	月	日	支給開始	
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始	

技能習得 手 当	受講手当	日額	円	月	日	支給開始	に
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則
教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則（平成20年和歌山県教育委員
会規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「第25条の2第5項及び第6項」を「第25条第5項及び第6項」に改める。

第1条中「第25条の2第5項及び第6項」を「第25条第5項及び第6項」に改める。

第2条第2号及び第3条中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第5条中「第25条の2第1項及び第4項」を「第25条第1項又は第4項」に改める。

第6条中「第25条の2第1項及び第4項」を「第25条第1項」に、「対象教員又は指導改善教員及び申請
者に対しその結果を」を「その結果を当該認定に係る申請者及び対象教員に通知し、同条第4項の認定を
したときはその結果を当該認定に係る申請者及び指導改善教員に」に改める。

第7条中「又は指導改善教員は、法第25条の2第1項又は同条第4項の認定について、」を「にあつては法
第25条第1項の認定について、指導改善教員にあつては同条第4項の認定について、それぞれ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第13号

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（要配慮個人情報）

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする
記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者
支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程
度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）に
より行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」
という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師
等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関す
る手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調

査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条を次のように改める。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第2条 条例第15条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)とする。

2 公安委員会及び警察本部長は、個人情報ファイル(条例第15条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第5項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 個人情報ファイル簿は、公安委員会及び警察本部長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 公安委員会及び警察本部長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

5 公安委員会及び警察本部長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第15条第2項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

6 公安委員会及び警察本部長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを和歌山県警察本部情報公開コーナーに備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

7 条例第15条第1項第10号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報ファイル簿の作成年月日(第4項の規定により修正した場合にあっては、直近の修正年月日)

(2) 条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別

(3) 条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルについて、第9項第3号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

8 条例第15条第2項第8号の実施機関の規則で定める数は、1,000人とする。

9 条例第15条第2項第10号の実施機関の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 公安委員会の委員及び県の警察の職員以外の地方公務員であって、公安委員会若しくは警察本部長(以下アにおいて「警察本部長等」という。)の任命に係る者、警察本部長が雇い入れる者であって警察本部長以外のものために労務に服する者若しくは警察本部長等から委託された事務に従事する者であって当該事務に1年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であった者

イ 条例第15条第2項第3号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第15条第2項第3号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(3) 条例第2条第6号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第15条第1項の規定による公表に係る条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

第3条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

第11条第3項第3号中「(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)」を

削り、同項第5号中「及び第5項」を削り、同条第4項第1号中「(次項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)」を削り、同項第3号中「又は次項」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第12条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の開示の申込み)

第12条の2 保有個人情報の開示を受ける者は、保有個人情報の開示申込書(別記様式第13号の2)を提出しなければならない。

別表1の項を次のように改める。

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したものの(日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで 110円
-------------	---	---

別表3の項中「(9の項に該当するものを除く。)」を削り、同表5の項中「及び9の項」を削り、同表6の項中「(9の項に該当するものを除く。)」を削り、「250円」を「220円」に改め、同表7の項中「300円」を「320円」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 6の項及び7の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したものの(日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで 110円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき80円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は公安委員会若しくは警察本部長が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

別表9の項を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

個人情報ファイル簿	
作成年月日 (修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	<input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/> 警察本部長
事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手續	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号ア (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号イ (マニュアル処理ファイル)
和歌山県警察個人情報保護条例施行規則第2条第7項第3号に該当する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

別記様式第13号の次に次の1様式を加える。

別記様式第13号の2 (第12条の2関係)

保有個人情報の開示申込書

殿 年 月 日

氏 名 _____

住所又は居所 (郵便番号) (電話番号) _____

連絡先 (電話番号) _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった保有個人情報の開示を次のとおり申し込みます。

保有個人情報の内容	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
合 計		円

※ 以下の欄は記入しないでください。

窓口受付

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第42号）附則第1項ただし書に規定する規定（同条例第2条の規定に限る。）の施行の日から、第2条及び別記様式第1号の改正規定は同項ただし書に規定する規定（同条例第3条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に公安委員会及び警察本部長が保有している個人情報ファイルについての改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年和歌山県公安委員会規則第13号）によるこの条の改正規定の施行後遅滞なく」とする。
- 3 改正後の第12条の2の規定は、この規則の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

県議会に関する事項

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月7日

和歌山県議会議長 尾 崎 太 郎

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関の規程で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条を次のように改める。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第2条 条例第15条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記第1号様式）とする。

2 議会は、個人情報ファイル（条例第15条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第5項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 議会は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

5 議会は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第15条第2項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

6 議会は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会事務局総務課に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

7 条例第15条第1項第10号の実施機関の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報ファイル簿の作成年月日（第4項の規定により修正した場合にあっては、直近の修正年月日）

(2) 条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別

(3) 条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルについて、第9項第3号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

8 条例第15条第2項第8号の実施機関の規程で定める数は、1,000人とする。

9 条例第15条第2項第10号の実施機関の規程で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 条例第15条第2項第3号に規定する者の被扶養者又は遺族に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(2) 条例第15条第2項第3号に規定する者及びその者の被扶養者又は遺族を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(3) 条例第2条第6号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第15条第1項の規定による公表に係る条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

第3条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

第10条の次に次の1条を加える。

（保有個人情報の開示の申込み）

第10条の2 保有個人情報の開示を受ける者は、保有個人情報の開示申込書（別記第11号様式の2）を提出しなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

個人情報ファイル簿	
作成年月日 (修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	和歌山県議会
事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手續	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号ア (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号イ (マニュアル処理ファイル)
和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程第2条第7項第3号に該当する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2 (第10条の2関係)

保有個人情報の開示申込書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

氏 名 _____

住所又は居所 (郵便番号) _____ (電話番号) _____

連絡先 _____ (電話番号) _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった保有個人情報の開示を次のとおり申し込みます。

保有個人情報の内容	開示の方法	納付額
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
	1 文書、図画又は写真 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	円
合 計		円

※ 以下の欄は記入しないで下さい。

窓口受付

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第42号）附則第1項ただし書に規定する規定（同条例第2条の規定に限る。）の施行の日から、第2条及び別記第1号様式の改正規定は同項ただし書に規定する規定（同条例第3条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程（平成29年7月7日制定）によるこの条の改正規定の施行後遅滞なく」とする。
- 3 改正後の第10条の2の規定は、この規程の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日以前になされた開示請求については、なお従前の例による。